

ヴィヴァン医師からのお知らせ

所定疾患施設療養費（Ⅱ）について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなっております。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定するため、治療の実施状況を公表しております。

算定条件

1. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態（疾患名）は次のとおりです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪
2. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
3. 介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。

2025年度に発生した疾患について下記表に報告します。

当施設では、上記疾患の中では尿路感染症が圧倒的に多く、次いで肺炎、带状疱疹の順でした。

当該疾患に対し、当施設で検査・治療を行い、症状は改善されています。

なお重症化例に関しましては、関連病院に搬送し、入院加療を行なっています。

文責：ヴィヴァン医師 前場隆志、三宅泰二郎